

広島県告示第百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年二月二十二日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在地	土砂災害警戒区域
自然現象の種類	因となる原因の発生原		
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	広島県尾道市向東町地内	土砂災害警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	表区域の示の	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
次の図のとおり	次の図のとおり	三律の土戒定第区域三律の土戒定第区域 年施推砂区す九域で行政進災域の定令に害等土砂二示め第 ^一 八平す止お災項及事十成る対け害にび項四十法策る警規法	土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。